

(子どもをのびのび育てる地域の教育環境の整備)

- 幼稚園や小・中学校を放課後や土曜・日曜日に開放して子どもの遊び場として提供し、地域の人々と子どもの交流を進めるとともに、幼稚園、保育所等の施設と小・中学校との複合的整備や、学校の余裕教室等を利用した保育所や放課後児童クラブの整備、子育てサークルへの開放を進めるなど、学校を子育て支援の拠点としても活用する。
- 未就園児を含め近隣の親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する経験を交流したり、悩みの相談に応じたりするなど、幼稚園を地域の幼児教育センターとして、その施設や機能を開放・活用し、積極的に子育てを支援する活動を推進する。
- 夢を持ったたくましい子どもを地域で育てるため、様々な活動機会についての情報提供や、自然体験・職業体験などの体験活動等の機会と場の提供を図る「全国子どもプラン」を踏まえ、各種の施策を実施することにより、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもの活動を振興する体制を整備する。
- 子どもが心身ともに健全に育つことができるよう、子どもから高齢者までの様々な年齢・技術・技能の人が、各自の希望等に応じ様々なスポーツを定期的・継続的に行うことのできる地域のスポーツ環境の整備を推進する。

(4) 多様な需要に応える地域の子育て支援体制の整備

(安心して預けられる一時的な保育サービスの普及促進)

- 急な用件やパートタイムで働く場合などに保育所で一時的に子どもを預かる一時保育について、より使いやすく身近に利用できるよう普及を図る。また、ベビーシッターの利用などの普及を図る。

(安心して預けられる子育ての相互援助活動への支援)

- 急な残業や子どもの急病等臨時の、突発的な保育需要に対応するため、地域において会員制で相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターを拡充する。

(多様な家庭の子育て支援)

- ひとり親家庭においては、就労と子育ての両立が特に重要であることを踏まえ、就労に必要な知識技能の習得のための講習会や、児童福祉施設等における児童の一時的な預かりの実施などにより、ひとり親家庭の子育て支援を行う。
- 実親の養育等を受けられない児童について、家庭の中で児童の自立を支援する観点から、里親制度を一層活用する。

(5) 児童虐待への対応

- 児童虐待については、「児童虐待の防止に関する件」（平成11年12月10日衆議院青少年問題に関する特別委員会決議）の趣旨を踏まえ、早期の発見のため、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所等の機能強化、児童家庭支援センターの整備の推進、関係機関の連携体制の整備等を行う。
- 近年、虐待により児童福祉施設に入所してくる児童が増加していることから、そのような児童の自立を支援するため、児童養護施設の機能の強化及び情緒障害児短期治療施設の整備を進める。

(6) 農山漁村における子育て支援のための環境づくり

(女性が住みやすい農山漁村の環境整備)

- 農山漁村は自然環境に恵まれ、子育てに適した良好な環境にあることから、このような農山漁村地域を若い世代、とりわけ若い女性にとって住みやすく魅力あるものにしていくものとする。
- このため、農林水産業に従事する女性がいきいきと活動できる環境整備を進める観点から、家族間において就業条件や経営の役割分担、収益配分などについて文書で取り決めを交わす家族経営協定の締結の促進等、農作業と子育てが両立しやすい環境の創出に向けた施策を展開する。

- 農山漁村地域における未婚者の性別構成が不均衡な状況に対処して女性の定着・定住を図るため、開かれた社会づくりに向けた施策を推進する。

(7) 子どもを犯罪等から守る活動の推進

(子どもの被害防止活動の推進)

- 子どもを被害者とする犯罪の防止のため、警察から、子どもに対する犯罪の発生状況や危険箇所等に関する情報を学校、PTA、家庭に積極的に提供するとともに、学校等との連携を強化し、子どもに対する防犯指導を推進する。

(被害にあった子どもの保護の推進)

- 少年サポートセンター等を中心として、被害を受けた少年及びその家庭等に対し、相談、カウンセリングを実施するなど、組織的かつ継続的な支援を推進する。

(防犯ボランティアに対する積極的な支援等)

- 子どもが犯罪等にあったときの緊急避難所である「子ども110番の家」等に対して、地域における子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供するとともに、ボランティアによるパトロール等の活動を積極的に支援する。また、「子ども110番の家」として郵便局等も活用する。

(子どもを取り巻く有害環境対策の推進)

- PTA、ボランティア等と連携して、街中にまん延するポルノ情報等、子どもの健全育成に有害な環境の浄化活動を推進する。

(体験的な交通安全教育の提供)

- 地域における交通安全教育関係者等の連携・協力体制の強化を図り、参加・体験・実践型の交通安全教育が、「交通安全教育指針」に基づき段階的かつ体系的に行われるようとする。

(8) 児童手当

- 児童手当については、少子化対策を推進する観点から、具体的財源確保、扶養控除制度や他の社会保障制度等との関係等に留意しつつ、給付及び費用負担の在り方等について引き続き検討する。

4. 利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備

(基本的考え方)

核家族化やライフスタイルの多様化等に伴う様々な保育サービス需要に適切に対応し、仕事をはじめとする社会活動と子育てとの両立を可能としていくことは、重要な課題である。

このため、以下に掲げるような低年齢児を中心とする保育所受入枠の整備をはじめとした保育サービスの充実と、多様かつ柔軟なサービス提供を推進する。

(1) 必要なときに利用できる保育所等の受入枠の整備等

(保育サービスの計画的整備)

- 保育サービスの充実と多様かつ柔軟なサービス提供を着実に推進するため、現行の緊急保育対策等5か年事業に続く新たな計画を策定し、保育サービスの整備を計画的に推進する。

(保育所の受入枠の整備)

- 育休明けや産休明けをはじめ必要なときに保育所に入所できるよう、低年齢児を中心とする保育所受入枠の整備を、引き続き推進する。併せて、最低基準を満たす認可保育所をつくりやすくし、待機児童の解消等の課題に各地方公共団体が柔軟に対応できるようにする観点から、認可保育所の設置主体制限の撤廃、施設自己所有規制の見直し等の規制緩和を行う。

(放課後児童健全育成事業の推進)

- 昼間保護者のいない家庭の児童について、安全等を確保するとともに、遊びを通じた自主性・社会性・創造性の向上等を図る放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の普及を、引き続き推進する。

(2) 利用者の視点に立った多様な子育て支援サービスの普及促進

(延長保育等の推進による保育所の機能強化)

- 保育所の通常の開所時間以外の保育サービスに対する需要が増大していることから、延長保育、休日保育及び夜間保育の普及を図る。また、障害児保育についても引き続き推進する。

(病気回復時の子どもに対する保育の普及促進)

- 病気回復時の乳幼児で、仕事などのため保護者が世話をすことができない子どもを保育する乳幼児健康支援一時預り事業の普及を図る。

(幼稚園と保育所の連携の推進)

- 幼稚園と保育所との間の施設の共用化、子育て支援事業の連携実施、合同研修の開催など、地域の実情や需要に応じた両者の連携施策を推進する。
なお、保育所に係る規制緩和等に伴い、保育所を設置する社会福祉法人による幼稚園の設置についても適切な措置を講ずる。

(幼稚園における子育て支援の充実)

- 保護者が安心して子どもを育てられる環境を整備し、子育てに伴う負担を軽減する観点に立って、幼稚園教育の充実を図るとともに、満3歳児等の就園に関する条件整備や預かり保育の充実など、地域の実態や保護者の要請にできるだけ応えるよう弾力的な運用を促進する。

(事業所内託児施設の設置促進)

- 事業主による、従業員が利用できる事業所内託児施設の設置運営に対する支援を拡充する。

(3) 保育サービスの質の確保と情報公開の推進

(保育サービスの評価に関する研究等の推進)

- 保育サービスの評価の在り方について、調査研究等を推進する。

(保育担当者の資質の向上に向けた研修等の推進)

- 少子化や女性の就労の増大など子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、保育士、幼稚園教員等の資質の向上を図るために研修等を推進する。

(保育サービスに関する情報提供の推進)

- 各地方公共団体における保育サービス等の子育て支援施策の取組状況について、情報提供を行う。また、インターネットの活用等も含めた、保育所・幼稚園等に関する情報の提供を推進する。

5. 子どもが夢を持ってのびのびと生活できる教育の推進

(基本的考え方)

いじめや不登校等の問題へ適切に対応するとともに、親の心理的な負担や経済的な負担の軽減に努め、また、学歴偏重の風潮を是正することは、子どもの健全な成長を図り、子育てに夢を持てる社会を築く上でも強く求められている課題である。

このため、以下に掲げる施策を積極的に推進し、子どもが夢を持ってのびのび育っていくことのできる教育の実現を図る。

(1) 「生きる力」を育てる学校教育等の推進

(「生きる力」を育てる学校教育の推進)

- 子どもにゆとりの中で豊かな人間性などの「生きる力」をはぐくむ学校教育の改善・充実を図るとともに、個性を伸ばし多様な選択ができる学校制度の実現、入学者選抜の改善、教員の資質向上、教職員配置の在り方の検討など、教育制度の革新と教育条件の整備に積極的に取り組む。
- いじめ、不登校などに対する親の不安の解消のため、学校教育相談体制の充実を図るとともに、いわゆる「学級崩壊」への対応のため学級運営等の改善を図る。
- ボランティア活動や自然体験活動などの体験的・実践的な活動を積極的に取り入れるなど、豊かな人間性をはぐくむ教育を推進する。

(自然とのふれあいの機会の提供による体験学習の推進)

- 農林水産業への理解と農山漁村の自然や伝統文化とのふれあいによって子どもの「生きる力」をはぐくむ農林水産業体験学習への支援施策を展開する。
- 全国的小・中学生を対象として「こどもエコクラブ」の設立を呼び掛け、子どもが楽しみながら地域の中で仲間と一緒に自主的に環境学習・活動を行えるよう支援するなど、地域における体験的活動機会の拡大を図る。

- 小・中学生を対象に、国立公園等における清掃、植生保全等の体験活動を実施する。また、自然体験学習フィールドや滞在拠点等の一体的な整備を、引き続き推進する。

(2) 柔軟な学校教育制度への改革

(高等学校教育の改革と中高一貫教育の推進)

- 生徒一人一人の個性をより重視した教育を目指して、総合学科や単位制高等学校、中高一貫教育校の設置促進を図る。

(教員採用方法の改善等)

- 教員の採用については、大学における各種体験的実習等の充実、ボランティア等の活動歴の重視など人物重視の方向で教員採用選考方法を改善するとともに、社会人の学校教育への活用を推進する。また、複数の教員が協力して授業を行うといったチームティーチングの実施などの条件整備に努めるとともに、教員の研修休業制度の創設を検討する。

(幼稚園と小学校の連携)

- 幼稚園と小学校との間で交流を進め、教育内容・方法の連携や相互理解の促進等を通じ、両者の接続の一層の円滑化を図る。

(3) 学校、地域における家庭や子育ての意義等に関する学習の推進

(子育ての意義等に関する学習の推進)

- 学校において、家庭科等を活用して生徒が幼稚園などで乳幼児とふれあう機会を設けるなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実する。

(ボランティア活動等の単位認定の推進)

- 高校生のボランティア活動、就業体験等の学校外における学習の単位認定について、各高等学校における一層の活用を促進する。

(4) 開かれた学校づくりの推進

- 保護者や地域住民に対し学校の教育目標等を説明するとともに、保護者や地域

住民の意向を把握し学校の運営に反映するような仕組みとして、学校評議員制度を導入する。

- 家庭や地域社会との連携・協力を促進するため、地域における子どもと住民の交流の場の整備など学校の地域への開放をより一層進める。

(5) 多様な人生設計に対応した柔軟な大学制度

- 多様な人生設計に対応して、社会人が生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を習得することができるよう、大学等における社会人の再教育を推進する観点から、大学への社会人の受入れの拡大に努めることとし、社会人特別選抜制度、科目等履修生制度の充実や、昼夜開講制、夜間大学院、サテライト教室、公開講座等の充実を推進するとともに、放送メディアを通じ、広く高等教育の機会を提供する放送大学の充実に努める。

(6) 教育に伴う経済的負担の軽減

- 幼稚園就園奨励事業、私学助成、現在講じられている教育や子育てに係る税制上の措置による親の経済的負担の軽減に加え、学生が自立して学べるようにするための育英奨学事業の充実を図る。

6. 子育てを支援する住宅の普及など生活環境の整備

(基本的考え方)

子育て世帯がゆとりを持って安心して暮らせる住宅の整備やまちづくり等の推進は、子育てに夢を持てる社会を構築するための重要な課題である。このため、住宅、交通施設・機関、公共施設など、子どもや家庭を取り巻く生活環境全般について、良質な住宅や居住環境の整備、安全性の確保、子連れ外出等をしやすくする歩行環境等のバリアフリー化の推進など、歩いて暮らせる街づくりをはじめ、21世紀の本格的な少子高齢社会に相応しいゆとりある生活環境の実現を目指す。

(1) 良質な住宅の整備

(子育てを支援する良質な住宅、居住環境の整備)

- ゆとりある住生活の実現により子育てがしやすい環境を整備するため、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進するなど、子育て世帯の広くゆとりある住宅の確保を支援する。
- 夫婦で仕事や社会活動をしながら子育てをしやすい環境の整備を推進するため、職住近接した都心居住や、住宅と保育所等の子育て支援施設の一体的整備を推進する。

(自由度の高い住宅供給の推進)

- 子どもの成長等に合わせて住宅の間取りを変え、自由に住み替えができる良質な住宅を供給するための技術開発を行う。

(2) 子ども連れでも安心して外出等ができる生活環境の整備

(安全な生活環境や遊び場等の整備)

- 安心して子ども連れで外出ができ、また、子どもが楽しく安全に遊び、生活できるよう、公園や水辺空間などの身近な遊び場等の整備や、安全な歩行空間の形成、バリアフリー化されたまちづくりを推進する。

(子育てをしながら生涯学習、スポーツ、文化活動等に親しめる環境の整備)

- 子育て中の親が公民館、図書館、博物館、大学などでの生涯学習活動や、スポーツ施設でのスポーツ活動、文化ホール、美術館などでの芸術鑑賞をするときに乳幼児連れでも出かけられるように、地域において託児サービスの提供など、子育てが負担とならないような環境整備を図る。

(妊婦、子ども連れにとって利用しやすい公共交通機関の整備)

- 妊婦や子ども連れが公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化及び乗継ぎ利便の向上（シームレス化）を推進する。また、新線建設、複々線化等による輸送力増強、オフピーク通勤の推進等により、都市部における通勤・通学時間帯の鉄道の混雑緩和を図る。

(安全な道路交通環境の整備)

- 子どもの通行に配慮した交通規制の実施や交通安全施設の整備を推進し、子どもが安心して通行できる安全な道路交通環境を整備する。また、子ども連れでも安心して自動車で外出することができるよう、子どもの保護者がチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境の整備を推進する。

(安全・安心まちづくりの推進)

- 子どもが性犯罪や誘拐等の犯罪にあわないようなまちづくりを進めるため、通学路や公園等に防犯灯、防犯ベル等の防犯施設の整備を図るとともに、住宅への優良防犯機器の普及を図るなどにより、犯罪の発生しにくい環境の整備を推進する。

(3) 農山漁村における生活環境の整備

- 農山漁村の地域を住みやすく、とりわけ若い世代が喜びと生きがいを持って、子どもを産み育てることができる魅力あるものにしていくため、あぜみちやせせらぎ等の良好な自然環境づくりや集落排水など農山漁村の生活環境の整備を推進する。

第3 少子化対策の推進体制等

(1) 重点施策についての具体的実施計画

- 少子化対策は、様々な分野の施策にわたるとともに、職場や家庭、地域の在り方など国民生活全般に深く関連することから、その効果的な推進のためには、関係省庁がこの基本方針に沿った施策を密接な連携の下に進めるとともに、社会全体として国民的な理解と広がりをもった取組みを促進することが重要である。
- このため、少子化対策推進関係閣僚会議において、本基本方針に沿った施策のフォローアップを行うとともに、「少子化への対応を推進する国民会議」の活動等を通じて、職場、家庭、地域、学校等における取組みを促進し、また、広く国民に向けた情報発信を行っていくこととする。フォローアップにおいては、本基本方針に沿った具体的施策をはじめ総合的な少子化対策の観点から幅広く検討を行うものとする。

- 本基本方針に盛り込まれた少子化対策のうち、特に重点的に取り組むことが必要な分野である、働き方、保育サービス、相談・支援体制、母子保健、教育、住宅等については、関係省庁において、施策の具体的実施計画（新プラン）を策定し、その効果的な推進を図るものとする。

(2) その他

- 少子化が進む他の先進諸国との間において、少子化の原因・背景、少子化対策の在り方についての情報交換や意見交換を進めるものとする。
- 公務員についても、少子化対策推進の重要性、民間企業の雇用者についてとられる施策の検討状況等を踏まえつつ、適切な措置を講ずるものとする。
- 地方公共団体においては、本基本方針の策定趣旨、内容を踏まえ、少子化対策の計画的な推進を図るなど、地域の特性に応じた施策を推進するものとする。